

# 機体登録制度

2004年 7月 11日 改正  
2014年 1月 26日 改正  
2014年 7月 6日 改正  
2017年 1月 29日 改正

## 第1章 目的

- 1-1 日本国内で飛行、係留をおこなう気球を日本気球連盟に登録することで、日本国内の気球の把握を目的とする。日本気球連盟はインスペクターによる機体検査の結果をもとに、会員から申請された機体に登録する。
- 1-2 機体登録および更新時にインスペクターによる機体検査を実施することにより機体の安全性を確認し、機体の不具合による事故を防止する。

## 第2章 概要

- 2-1 この制度は日本気球連盟の会員が管理する気球に対して適用される。
- 2-2 インスペクターが機体検査を実施し、安全に飛行可能であることを確認した機体に対して、球皮ごとに登録番号を割り当て、バーナー、バスケットを含めた一式として登録する。
- 2-3 登録番号が割り当てられた球皮に対して、登録と異なるバスケットもしくはバーナーとの組み合わせについても、インスペクターが検査し、安全に飛行可能であることを確認した場合は、登録の有効期限内に限り、その組み合わせに対しても登録された組み合わせと同等に扱う。  
その際、インスペクターは検査したバスケット・バーナーの組み合わせを耐空証明に追記する。  
また、機体管理者は追記されたバスケット・バーナーの組み合わせを日本気球連盟事務局に届ける。
- 2-4 登録の有効期限内は機体管理者が機体の管理を行うとともに、飛行実績の報告等も行う。
- 2-5 更新に際してはインスペクターが検査を行い、安全に飛行可能であることを確認した場合、機体管理者が更新手続きを行うことで更新する。更新手続きがなされなかった機体は自動的に登録を抹消する。

## 第3章 対象

- 3-1 日本気球連盟の会員が登録を希望する自由気球。

## 第4章 機体登録基準

- 4-1 日本気球連盟有人気球耐空性審査基準、および機体チェックシートに基づいた機体検査に合格した機体。

## 第5章 機体検査

- 5-1 実施資格  
日本気球連盟が認定したインスペクター。
- 5-2 基準  
日本気球連盟有人気球耐空性審査基準、機体チェックシート。
- 5-3 有効期間  
機体検査合格後、申請までの有効期限は3ヶ月とする。

#### 5-4 検査費用

合否にかかわらず1回あたり

(1) 球皮、バーナー、バスケットセットでの検査料：5,000円

(2) バーナー、バスケットの追加時の検査料：2,000円

検査実施前に、日本気球連盟に払い込むこと。

\*払込先：郵便振替：00150-4-100123 日本気球連盟

\*インスペクターの交通費、その他必要経費は、別途インスペクターに直接支払う。

#### 5-5 機体チェックシート

合格の場合は、機体管理者が申請書とともに日本気球連盟に送付する。

不合格の場合は、インスペクターが日本気球連盟に送付する。

## 第6章 機体登録・更新・再登録の手続き

### 6-1 機体登録申請

#### 1) 必要書類

機体（新規登録・再登録・更新・変更）申請書

インスペクターのサイン、費用の払込票のコピー

機体チェックシート（インスペクターのサインがされていること）

JA番号が確認できる機体全体が写った写真1枚

#### 2) 費用

機体登録料 6,000円（2年有効）

\*払込先：郵便振替：00150-4-100123 日本気球連盟

### 6-2 機体更新申請

#### 1) 必要書類

機体（新規登録・再登録・更新・変更）申請書

インスペクターのサイン、費用の払込票のコピー

機体チェックシート（インスペクターのサインがされていること）

#### 2) 費用

更新料 4,000円（2年有効）

\*払込先：郵便振替：00150-4-100123 日本気球連盟

### 6-3 機体再登録申請

#### 1) 必要書類

機体（新規登録・再登録・更新・変更）申請書

インスペクターのサイン、費用の払込票のコピー

機体チェックシート（インスペクターのサインがされていること）

#### 2) 費用

再登録料 6,000円（2年有効）

\*払込先：郵便振替：00150-4-100123 日本気球連盟

## 第7章 バーナー・バスケット追加の手続き

### 7-1 バーナー、バスケットの追加

インスペクターは機体検査で合格したバーナー・バスケットの情報を耐空証明に記載し、インスペクターの署名により発効する。

機体管理者は、追加されたバーナー・バスケットの情報を日本気球連盟に届ける。

### 7-2 有効範囲

検査したバーナー・バスケットの組み合わせでのみ有効。

\*バーナーA・バスケットA、およびバーナーB・バスケットBが耐空証明に追加されている場合、バーナーA・バスケットBの組み合わせは不可。

## JBF-2017

### 7-3 有効期限

耐空証明の有効期限と同じ。

### 附則

この制度は、2017年4月1日より施行する。